

法律をもっと身近に

ほうてらす

2021.08

Vol.

52

特集

P215

法律 アウトドアと

金子貴俊
さん

インタビュー

P617

法テラスのDV等被害者法律相談援助
..... P8-9

スタ弁がゆく
..... P10

法テラスの主な業務
..... P11

困ったときの法テラス
..... P12

日本司法支援センター
法テラス



楽しむために
知っておきたい

アウトドアと 法律

アウトドアといえばキャンプ!という方も多いかも知れません。近年、グランピングやソロキャンなど多様なスタイルで注目を集めているキャンプですが、コロナ禍でも密になりにくいレジャーとして興味を持つ人が増えています。

キャンプ場によっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため入場制限を設けたり、事前に混雑状況が確認できたりと様々な対策がされています。

例えば、一般社団法人日本オートキャンプ協会のガイドラインでは、県境をまたぐ移動はキャンプ場のある地方公共団体の指示に従う、食材や消耗品の購入を自宅周辺で済ませておくなどの対策を呼びかけています。

大自然の中で楽しいひとときを過ごすためには、キャンプなどのアウトドア活動をする側もこついったルールやマナーを知り、積極的に理解し行動していくことが大切です。

そこで今回は「アウトドアにまつわる法律」についてご紹介します。

Q1

**新型コロナウイルス感染症の影響で
キャンプ場が入場制限。
予約もしておらず入れなかったため、
近くの河川敷で
ソロキャンプしてもいいよね?**

河川敷や道の駅、私有地などでキャンプをしている人たちを見かけることがあります。そのようなキャンプ場以外の場所でのキャンプをするにあたっては、許可が必要な場合があることを知っていますか?

河川は誰もが自由に利用できる公共の空間です。ただし、河川敷は公園の一部として地方公共団体が占有(使用)している区域も多く、そのような場所を使用する場合は、占有者の使用許可が必要です。公園以外の河川敷は、国土交通省によって管理されています。キャンプを行う場合は一時使用の届け出が必要なので、国土交通省の最寄りの出張所に問い合わせ、指示に従うようにしましょう。

また、私有地の所有者に無断でキャンプをすると、土地の無断使



用や不法侵入にあたる可能性があります。国や各地方公共団体が管理している共有地であれば特別な許可は必要ありませんが、場所や利用目的によっては届出や申請が必要になることがあります。そもそも火気使用が制限されている区域や、水位の変動が激しい河川の側などキャンプすること自体が難しく、禁止されている区域もありますので、まずは事前に管轄の担当部署に確認するようにしましょう。

Q2

**自宅の庭やベランダで
バーベキューを楽しみたい。
自宅の敷地内だし、問題ないよね?**

コロナ禍で外出自粛が求められる昨今では、自宅の庭やベランダでバーベキューをして楽しむ方もいるでしょう。そのような際には、燃料や火の取り扱いにも十分に注意しましょう。

万が一火災が起きて、隣家に燃え移った場合、状況によっては民事上、隣家の所有者などに対して損害賠償責任を負う可能性があります。たとえば、風の強い日に消火の準備をせずにバーベキューをしたり、引火しやすいものをそばに置いたりして火事になった、などがこのケースにあてはまりやすいでしょう。また、(重過失)失火罪などの刑事責任を問われたり、駆けつけた消防隊員や警察官などの指示に従わない場合には、軽犯罪法違反となる可能性もあります。



自宅の庭などでバーベキューを楽しむ際には、深夜まで騒音を発したり、煙やおいで周辺住民の迷惑とならないよう、周りの方への配慮も忘れないようにしましょう。

Q3

**山を買って
キャンプをする人も増えているとか。
山の管理者にはどんな責任がある？**

キャンプを目的とした著名人による山の購入が話題となったことで、コロナ禍で「人がいないところでキャンプを楽しみたい」と、山林に土地を購入する人も増えているそうです。

山林に土地を持てば、だれにも邪魔されず、のびのびキャンプができる！と思うかもしれませんが、しかし、購入したばかりの土地は手入れがされていないことが多いので、まずは整地から始める必要があります。その際は、けがや事故を起こさないように気を付けましょう。

また、土地を購入すると、管理者としての責任が生じます。たとえば、所有する区域内で土砂崩れが発生して、周りの民家にまで被害が及んだ場合は、安全配慮義務違反として法的責任を追及される可能性があります。さらに、ごみのポイ捨てや不法投棄などをされたしまった場合は、そのごみ処理も自費で行わなければなりません。ただし、不法投棄をした人がわかればその人に損害賠償請求をすることは可能です。

所有する山林で起きたことは、基本的に自分の責任となりますので、リスクをしっかりと理解した上で、のびのびキャンプができるようにしたいですね。



Q4

**コロナ禍でグループキャンプが禁止に。
注意事項をよく読まずに予約して行ったら、
その場で利用を断られた。
キャンセル料を請求されたけど
支払わなければならないの？**

グループでキャンプ場を予約していたのに、グループキャンプが禁止されて、当日現地での利用を断られてキャンセル料を請求されたしまった、というケースもあるかもしれません。

そのような場合、キャンセル料を支払わなければならないかどうかは、当事者間の契約（この場合はキャンプ場の約款やキャンセルポリシー）にどう定められているかによります。コロナ禍においては、「体調不良のため」、「家族や同僚などに陽性者が出たため」といった理由があれば、無料でキャンセルに応じてくれるところもあります。また、無料とまではいなくても、既に準備してしまった食材などの実費相当分のみを支払いになるなど、キャンプ場によっては柔軟な対応をしてもらえるケースも多いようです。

予約の際、まずは利用条件などをしっかりと確認することが大切です。もし直前になってグループキャンプが禁止であることを知った場合は、キャンプ場のウェブサイトなどでキャンセルポリシーをチェックしましょう。キャンセル料があまりにも高額であるなど、納得がいかない場合には、最寄りの消費生活センターなどに相談してみるとよいでしょう。



アウトドアに関する

各地の条例 あれこれ

自然豊かな地域では、自然環境の保護や景観の保全を目的とするユニークな条例が定められているところがあります。河川敷でのバーベキューや指定エリアでの遊泳、特定の植物や生物の採取といった、アウトドアでよくやってみがちなことが禁止されているケースも少なくありません。

各地方公共団体の条例は、ウェブサイトなどで公表されており、だれでも閲覧することができます。遠方へ出かける前に、目的地で特に定められている条例がないかどうかリサーチしてみましょう。その土地のユニークな条例を知った上で訪れると、様々な視点で楽しむことができるかもしれません。

法律と条例の違いは何？

法律とは国会で審議して制定される国全体のルールのことです。一方、条例とは地方公共団体が定めたその地域のみで適用されるルールのことをいいます。条例といっても、青少年保護育成条例のように、多くの地域で同じようなルールが定められるケースもあります。条例は地方議会において法律の範囲内で自由に策定できるという特徴があることから、地域ごとの特色を色濃くあらわした条例が制定されているケースもあります。一度、日本各地にあるユニークな条例を調べて比較してみるのも面白いですね。一例として、いくつかご紹介します。



1 北海道漁港管理条例

北海道

漁港の区域内の秩序の維持のため、漁港内の指定区域での遊泳や潜水、入水して釣りをする行為を禁止する条例。

2 すずむし保護条例

長野県松川村

村全体を保護区域として、スズムシが生息、増殖できる自然環境と田園景観の保全に必要な施策を講じると定める条例。

3 狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例

東京都狛江市

多摩川河川敷環境保全区域のほか、公園や児童遊園などでのバーベキュー等や花火などの火気使用を禁止とする条例。

4 奈良県山の日・川の日条例

奈良県

月の第3日曜日を山の日・川の日とし、奈良県の山と川の果たす役割の重要性や恩恵についてあらためて認識し、それらが有する魅力について理解関心を深めるための条例。

5 美しい星空を守る井原市光害防止条例

岡山県井原市美星町

美しい星空を守るために、生活に必要な夜間照明を確保しつつも、市民や事業者に光害防止に努めるよう定めた条例。

6 沖縄県漁業調整規則

沖縄県

水産資源保護のため、造礁サンゴなど特定の水産物の採取や刺網・潜水器具など特定の道具の使用を制限するための規則。

キャンプ初心者もベテランも関係なく、
ルールの中で楽しむ意識をもつことは
大切だと思いますね。

Profile かねこ たかとし

東京都出身。映画「ウォーターボーイズ」で注目され、数多くのドラマや映画、舞台に出演。テレビ愛知「お宝ちゃん」やTokyo fm「エバラ Camp Station おいしいノアソビ」ではパーソナリティを務め、Eテレ「ビットワールド」(レギュラー)出演中。NTV「世界の果てまでイッテQ!」や自然環境番組で世界45カ国以上を訪れるなどマルチに活動中。子育てや料理を掲載しているブログも人気。



俳優／タレント

金子貴俊さん

Takatoshi Kaneko

” ドラマからバラエティーまで幅広く出演し、パタレントとしても活躍中の金子貴俊さん。キャンプ好きでも知られ、ついにキャンプライストライクターの資格まで取得したという金子さんに、その魅力やマナーへの想いを伺いました。

キャンプの魅力はなんですか？

普通にご飯を食べるだけでも自然の中だと格別においしいですね。そういう普段当たり前になっていることに喜びを味わえるっていうのは大きいですね。外が寒い時、あったかいご飯を作って食べられると「火ってなんて尊いものなんだろう」とって思ったり。子どもたちが自然を通して学ぶことも多くあると思うので、心の成長にとっても自然と触れ合うことが大切なんじゃないかなと思っています。めちゃくちゃ面白いですよ、キャンプ。

キャンプライクターのこだわりや楽しみ方ありますか？

地のものを買って、その土地の水で料理をすることですかね。その土地にお邪魔しているのでも、少しでも地元を応援したいですし、地元食材を使うのが一番良さを味わえると思うので。必ず道の駅だったりキャンプ場の近くの精肉店とかを調べたりしています。

キャンプライストライクターの資格を取ろうと思ったのはなぜですか？

子どものお友だちの家族とグループでキャンプに行くことが多かったので、その時に少しでも安全に対する知識を持っていたい

と思って。何年も前から取りたいと思っていて、ようやくスケジュールが合って取ることができました。

ちょうどキャンプのラジオ番組が始まる前で、公に情報をお伝えするのに安全面の知識がないまま喋るのはちょっと無責任な気がして、自発的に取得しました。

資格取得後、なにか意識は変わりましたか？また、法律やマナーなど初めて知ったことはありますか？

インストライクターは危険予測と危険察知がとても大切な役割のひとつなので、事故やトラブルを起こさないために前もってどうするかっていうことはより考えるようになりましてね。

法律ではないんですが、キャンプを計画する段階で事故の事例を調べておく方がいいと授業で聞いて驚きました。あとは事故が起きたら細かに記録するというのも。指導者になったらそこちゃんと考えておかなきゃいけないんだなって。

マナーに関して改めて気をつけたいと思うのは直火とゴミの問題ですね。直に焚き火をして炭を放置するとそこからはもう植物が生えないので、徹底して守らなきゃいけない

し、みんなも守って欲しいなって。自然が好きでキャンプに来てるんだったら、自然を大切にしたいなと思います。他のキャンパーにも迷惑をかけてしまいますからね。その場所でも何をしていいのか、しちゃいけないかを確認することはインストライクターじゃなくてもできる事なので、ちゃんと情報を調べてルールの中で楽しむっていうことがやっぱり大切だと思います。

ソロキャンプに行くこともあるそうですが、グループキャンプと違った注意点はありますか？

家族などで行くキャンプと違って、サイトを離れるときの荷物の管理が心配だったり、雨の日に何かあった時二人で撤収しなきゃいけないってあるので、より天気に関心がないといけないですね。あと、僕は経験がないのですが、野営だと動物の被害とか怖いんですよ。

ね。自分を守る意識っていうのは人だからこそしっかり持たないといけないと思います。アウトドアで法律や条例を意識されたことはありますか？

海や山に行くとき貝やキノコなどを勝手に取らないでという注意書きがあったりしますよね。子どもと一緒なので、ちゃんと親が見て行動をある程度自由にさせるのと、ここからはだめだよっていうけじめをつけることはキャンプでも最低限気をつけていますね。

コロナ禍でもアウトドアを楽しむには、どんなことに気をつけたら良いと思いますか？

コロナ禍でもあまりキャンプに行けてないんですが、アウトドアだからと油断し過ぎず、マスクをして、ソーシャルディスタンスを取ること、他の人と触れることを避けることでしょうか。

例えば、キャンプ場に炊事場が一つしかなかったらみんな同じぐらいの時間に洗い物とかすると思うんですけど、その時間をずらしたり、洗い物を入れるカゴとかを持って行って、ある程度キッチンペーパーでお皿の汚れを拭いたら家に帰って洗い物をしてもいいのかなと。お湯で洗う方が油汚れも落ちますよね。

あとはグループキャンプをするなら、料理は大皿にせずに家族ごとに作るとか、ある程度テーブルも離すとかですね。そういう意識をもつことはキャンプ初心者もベテランも大切だと思いますね。



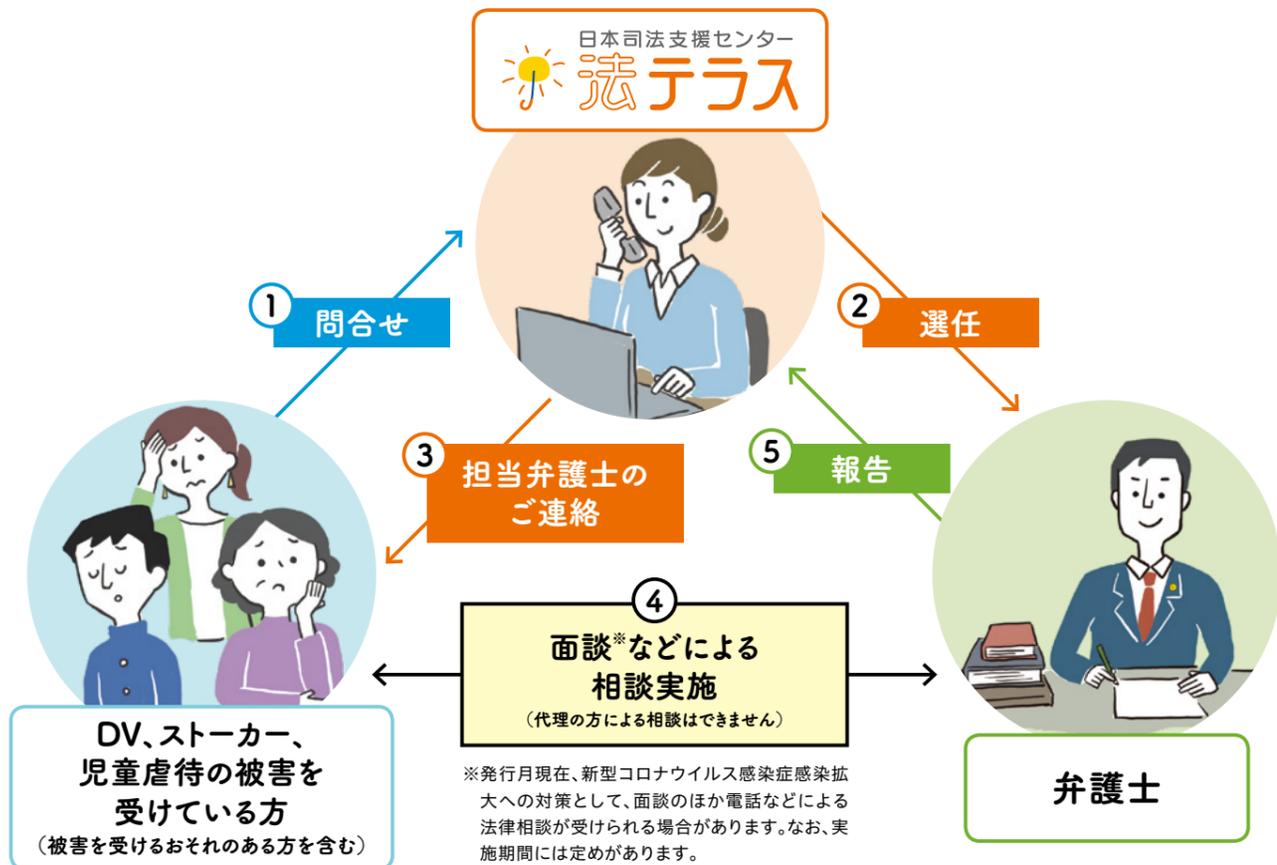


ひとりで悩んでいませんか？

法テラスでは **DV**、**被害に遭われている方に**

ストーカー、**児童虐待**の**法律相談**を行っています (DV等被害者法律相談援助)

ご利用の流れ



● 誰が利用できるの？

DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方や、被害を受けるおそれのある方が対象です。

● 誰にどんな相談ができるの？

左図の「ご利用の流れ」参照

弁護士と面談などで相談することができます。被害の防止のために必要な相談であれば、幅広く相談できます。

● 費用はかかるの？

自由に処分できる現金・預貯金の合計額が300万円以下の方は**無料**です。治療費など一定の費用は、現金・預貯金の合計額から差し引くことができます。これを超える場合は、相談料(5,500円)をご負担いただきます。

● 利用したい、もっと詳しく知りたい場合はどうしたらいいの？

まずは、犯罪被害者支援ダイヤルへお電話ください。

ホームページでもご確認ください▶



お問合せは **無料** です。まずはお電話を。

平日9時～21時 土曜9時～17時 (祝日・年末年始を除く)

犯罪被害者支援ダイヤル

なくことないよ
0570-079714

※IP電話からは03-6745-5601 ※通話料がかかります。

法テラスってどんなところ？

法テラスは国によって設立された、法的トラブル解決のための総合案内所です。

法テラスの主な業務

情報提供

生活上の法的なトラブルに対し、解決に役立つ情報を、電話やメール等で無料でご案内しています。どなたでも何回でもご利用いただけます。

法テラス・サポートダイヤル

0570-078374

平日9時～21時 / 土曜9時～17時
(祝日・年末年始を除く)

民事法律扶助

- 経済的に余裕のない方に「無料法律相談」と「弁護士・司法書士費用の立替え」をしています。
- 認知機能が十分でない方に、出張で「法律相談」をしています。
- 政令で指定する大規模災害の被災者に「無料法律相談」をしています。

国選弁護等関連

- 国選弁護人等になろうとする弁護士との間で、国選弁護人契約等の契約締結業務をしています。
- 刑事事件等で、裁判所からの依頼を受けて、国選弁護人候補者の指名・通知業務をしています。
- 国選弁護人等の報酬・費用の算定・支払業務をしています。

司法過疎対策

弁護士が少ない地域(司法過疎地域)に法律事務所をつくっています。法テラスの常勤弁護士(スタッフ弁護士)が常駐し、法律相談、民事裁判などでの代理、刑事弁護などの法的サービス全般を提供しています。

犯罪被害者支援

- 犯罪の被害に遭われた方やご家族の方に、相談窓口のご案内、利用できる法制度などの情報を無料で提供し、個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介をしています。
- DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方に法律相談をしています。
- 被害者参加人のための国選弁護制度や被害者参加旅費等支給制度の事務もしています。

INFORMATION お知らせ

新型コロナウイルス感染症に関する法テラスの支援

ホームページでQ&Aを公開

新型コロナウイルス感染症に関する法的なトラブルについて、よくある問合せとその答えを掲載しています。



▲詳しくはコチラ

電話等による無料法律相談*

(収入・資産等が一定以下などの条件あり)

新型コロナウイルス感染症への対策として、面談のほか、電話等による法律相談が受けられる場合があります。また、お近くの弁護士・司法書士との電話等による法律相談も無料となる場合もあります。



▲詳しくはコチラ

寄附金

法テラスでは、随時ご寄附をお受けしています

皆さまからいただいたご寄附は、法テラスが行う公共性の高い各種業務の事業資金として有効に活用させていただきます。



▲詳しくはコチラ

スタ弁日記

スタ弁がゆく

法テラス
兵庫法律事務所



葛西 秀和 弁護士・社会福祉士

2011年弁護士登録。神奈川県出身。
あと6kg痩せたいのに1kgの変化を行ったり来たり。
2児の父として子供も育てています。

法テラス兵庫法律事務所を育てています～開所メンバーの数カ月史～

JR神戸駅前、神戸クリスタルタワー(写真②)の12階に法テラス兵庫法律事務所はあります。2020年10月10日に開所式(写真③)があり、業務開始からもうすぐ1年を迎えます。

地域包括に行こう！

私は、前々赴任地の函館で連携して多くの仕事をさせてもらったので、地域包括支援センター(以下「地域包括」と略します)の活動に強い信頼を寄せています。ですから、ここへ赴任した当初もぜひ地域包括にご挨拶に行きたいと思いましたが、その際、地域包括のお役に立つのではないかと、ご挨拶にあわせて「特定援助対象者法律相談援助」(以下「特定援助」)の制度を積極的に紹介することにしました。この特定援助の便利な点は、法的な問題を抱えながら、認知機能の低下などにより、相談者(本人)による法律相談の申込みが難しいとき、地域包括などが法テラスに出張法律相談の申し込めができる点です(経済的に余裕のない方は無料。一定の収入資産のある方も相談料の負担のみで利用できます)。

次にどんな順番でご挨拶に回るか…。神戸市内だけで地域包括は70箇所以上あります。見かねた当事務所のもう1人の開所メンバー(写真①左)が成年後見の相談が多いとか、虐待の相談が多いなど神戸市内の地域包括の特徴を調べてくれました。さらに、神戸市内は9区に分かれています。区単位で地域包括が一堂に集まる連絡会の存在も見つけてくれました。こうして私はいくつかの地域包括を訪ねつつ、区ごとの連絡会で特定援助の紹介をして回りました。

少しずつの変化

結果として、特定援助に関心をもった地域包括からは、制度に関する問合せが届くようになりました。少いですが実際に特定援助の利用にもつながっています。事件を引き受けるまでには至らないことも多くありますが、特定援助の相談で「一緒に話を聞いてくれるから」「本人は私たちが1年間かけて話しても何も動けなかった。なのに、1度弁護士が来て話しただけで法的サービスを求められるようになった。」という言葉をいただけたことがありました。地域の大きな変化ではありません。でも、何か少し変わりました。少しずつでも地域に良い変化を残していけるよう自分ができることをやり続け、法テラス兵庫法律事務所を育てています。

※1 地域包括支援センター：高齢者の色々な相談を受け、必要な支援につなげる等する機関です。
※2 成年後見：成年後見制度のこと。認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分な方を支援し、保護するための制度です。



スタ弁とは？

全国各地にある法テラスの法律事務所働く「スタッフ弁護士」のことです。

スタッフ弁護士のこと、もっと知りたい方はこちら

採用情報以外もたくさん「スタッフ弁護士採用サイト」



困った時の 法テラス

15th
ANNIVERSARY

法テラスは
設立15周年を
迎えました。

法テラスは、法的トラブルの解決をお手伝いしています。



こんなお悩みありませんか？

- 弁護士に相談したいけど費用が払えない
- 別居中だけど子どもに会いたい
- 会社が給料を払ってくれない
- 借金の取り立てが怖くて、夜も眠れない
- 死亡した親の借金を払いたくない
- 職場の上司からパワハラを受けている
- 高齢の親の物忘れがひどくなった
- 家賃を払い忘れてしまい、貸主から退去するよう言われてしまった
- 悪い人にだまされていないか心配だ

知りたい!

ホームページではお悩み別にQ&Aを公開しています

借金・貸付 債務整理・貸付金回収など	消費者被害 架空請求・ネット取引など	相続・遺言 相続人・遺産分割など	夫婦・男女 離婚・不倫など	労働 パワハラ・解雇など	HPは こちら ↓
住環境 賃貸契約、敷金など	保険・年金 社会保障 介護保険、国民年金など	交通事故 損害賠償 自賠責、示談など	法的手続 内容証明、調停申立など	成年後見 成年後見制度、手続など	

聞きたい!

法テラスへの相談の手順

- 1 電話する**

●法テラスの利用方法やトラブル解決に役立つ情報をご案内します。
●どなたでも、何度でも匿名でご利用できます。
- 2 弁護士・司法書士に相談する**

●経済的に余裕のない方には、無料で3回まで法律相談のできる制度があります。
●経済的に余裕のない方にあたるかどうかは、収入や預貯金などで決まります。お問合せください。
- 3 弁護士・司法書士に依頼する**

経済的に余裕のない方には、弁護士や司法書士の費用を立て替える制度があります。
- 4 解決に向かう**

困ったら、法テラスへ！
まずは、お電話ください。
もっと詳しく知りたい方は
コチラもチェック！

困ったら法テラス。まずはお電話を

平日9時～21時 土曜9時～17時(祝日・年末年始を除く)

法テラス・
サポート
ダイヤル

お な や み な し
0570-078374

IP電話からは03-6745-5600

犯罪被害者
支援ダイヤル

なく こと ない よ
0570-079714

IP電話からは03-6745-5601

ツイッター・メルマガにご登録を!

法テラスは、ツイッターとメルマガで「法テラスのサービス」「イベント情報」「法律の豆知識」などの情報を発信しています。

法テラス(公式)
Twitter公式アカウント
@houterasu_4_10



メールマガジン
「ほうてらすPlus」(月刊)
登録はこちら

